

1. 藤岡市汚水処理事業の現状

1) 藤岡市の概要

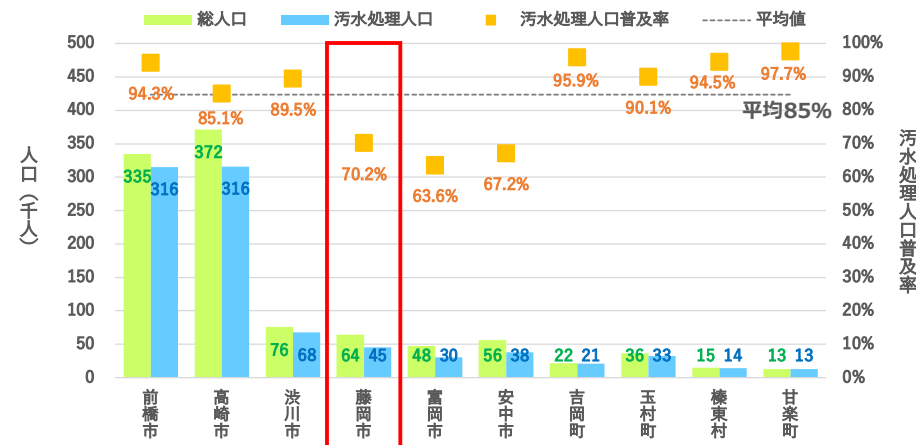
本市の下水道計画は、昭和54年度に流域関連公共下水道として事業開始して以降、社会情勢や住民の方々のニーズに合わせ、下水道区域の拡大・変更を行ってきました。

本市の下水道は、群馬県の利根川上流流域下水道県央処理区の関連市であり、市内で発生した汚水は群馬県の県央水質浄化センターで処理を行う仕組みとなっています。昭和61年度に、県央処理区における計画の見直しに合わせ、全体計画面積を1,880haから1,600haに縮小して以降、面積の変更は行っていません。

令和3年12月現在の計画面積と整備状況	
全体計画面積	1,600ha (市街化区域667.9ha+市街化調整区域932.1ha)
事業計画面積	551.7ha (市街化区域518.7ha+市街化調整区域33.0ha)
既整備面積	462.2ha (整備率28.9%/41年間)

2) 汚水処理人口普及率

令和2年度末の汚水処理人口普及率※は、下水道で32.2%、合併処理浄化槽で37.9%、計70.2%であり、県央処理区10市中8位(県内で25位)と低い状況です。残りの29.8%は、単独処理浄化槽及び汲み取りを採用している人口(未処理人口)となっています。



※汚水処理人口普及率

下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水施設等の汚水処理施設が整備された地域に住む定住人口(汚水処理人口)の割合を示したものです。(汚水処理人口÷総人口×100で算出することができます)

2. 藤岡市公共下水道事業の課題

課題1) 国・県の方針(10年概成)に則した整備の推進

国・県の方針は下記に示すとおりです。また国・県からは、市街化区域であっても、目標年度までに事業の完了が見込まれない場合は、下水道全体計画区域から削除し、合併処理浄化槽による汚水処理の促進を図るなど、各事業体で適切に対応するように求められています。

■国の方針 = 令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上

平成26年1月に汚水処理に関連する3省(国土交通省・農林水産省・環境省)で統一の都道府県構想策定マニュアルを策定し、その中で10年程度を目途に汚水処理を概成させる方針(10年概成)を明示しています。

■群馬県の方針 = 令和9年度までに汚水処理人口普及率91.7%以上

群馬県の汚水処理人口普及率は、令和2年度末で82.6%(関東地方で最下位・全国38位)と低い状況であることから、県独自の目標値を設定するとともに、未着手の区域では汚水処理の手法を見直し、合併処理浄化槽による整備に変更することで、普及率の効率的・効果的な向上を図ることとしています。

※本市は、下水道事業計画区域外の全域(全体計画面積1,600ha内を含む)を浄化槽整備補助金対象区域としています。

3) 公共下水道事業の進捗状況

下水道整備は、着工から41年が経過していますが、整備率は28.9%と低い状況にあります。その要因として、下記の項目が大きく影響しているものと考えます。

- 施工が難しい幅の狭い道路が多く、工事に通常よりも時間がかかります。
- 下水道管の布設予定地に他の埋設物があり、調整に時間がかかります。
- 下水道管の布設予定地に他の埋設物がある場合、通常よりも深い場所に埋設する必要があり、経費が高額となるため単年の整備延長が短くなります。

上記要因の影響もあり、本市の直近10年間の平均整備面積は年間9.4haとなっています。今後も同程度の整備を継続していくと仮定した場合、残面積1,137.8haの整備完了まで約120年を要します。下水道事業の早期完成のためには、年間整備量を増やす必要があります。しかし、直近10年間の平均整備費は約2億4,800万円となっています。国庫補助や県補助を申請し、残額は全額企業債(借金)によりまかなっており、これまで以上の整備事業の実施は財政的に困難といえます。

4) 県央処理区構成事業体との比較

県央処理区における他の構成事業体の多くは、平成27年度もしくは令和2年度の流域下水道全体計画の見直しに伴い、区域の削減を実施しています。

整備率が50%未満かつ、計画区域の削減を行っていない事業体は、藤岡市のみです。

市町村	全体計画面積 (ha)				令和2年度 整備済面積	整備率 (%)
	既計画	H27	R2変更	R2		
前橋市	6,872.9	5,910.0	45.3	5955.3	5,089.8	85.5
高崎市	7,946.0	8,281.0	-512.9	7768.1	4,571.7	58.9
渋川市	1,538.0	1,538.0	0.0	1538.0	1,084.1	70.5
藤岡市	1,600.0	1,600.0	0.0	1600.0	462.2	28.9
富岡市	375.0	410.0	0.0	410.0	350.1	85.4
安中市	1,000.0	1,000.0	-340.0	660.0	563.2	85.3
吉岡町	365.0	728.6	-118.9	609.7	380.4	62.4
玉村町	942.0	952.0	6.9	958.9	731.6	76.3
榛東村	316.0	316.0	0.0	316.0	281.2	89.0
甘楽町	499.0	539.0	-23.0	516.0	421.2	81.6

課題2) 財源の確保

下水道事業は、国庫補助金を財源として整備を進めてきましたが、今後は耐震化や改築・更新事業及び雨水関連事業など国庫補助金の申請対象事業がシフトしていくことから、新設整備に係る財源の確保が難しくなると思われます。

また、本市の下水道施設は着工から41年が経過しており、今後、施設の老朽化の進行に伴い更新需要が増加し、管きよの新設に充てる財源の確保はより一層困難になると予測されます。

課題3) 経費(流域下水道建設負担金)の削減

流域下水道では、建設事業費の一部を【建設負担金】として関連市町が負担しています。本市も利根川上流流域下水道県央処理区の関連市であるため、建設負担金を毎年支払っています。

建設負担金は、県央処理区を構成する10事業体の計画汚水量の割合で分配されています。計画汚水量は、全体計画面積を基に算出されることから、面積が多い事業体ほど負担額は高くなります。本市は面積を変更していませんが、他事業体が面積削減を図ったため、負担割合は増加しています。

課題4) 時代に即したたまちづくり

本市の人口は、平成7年度をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、令和12年度には56,953人、令和22年度には50,069人にまで減少すると見通しとなっています。将来的にはコンパクトなまちづくりが求められていることを想定すると、現実的な事業計画への見直しが必要であると考えます。

3. 全体計画区域の見直し(縮小)が必要な理由

本市における水洗化率の向上を図り、全ての住民の皆様が適切に汚水を処理し衛生的な生活を送ることができるようにするために、地域特性に合わせた下水道の整備(汚水処理の適正化)を進める必要があります。そのために、整備完了までに時間を要する区域については、全体計画区域の見直しを図り、合併処理浄化槽への転換を促進するなどの対応を行う必要があります。

また、全体計画区域の見直しを行うことで、国や県の意向に沿うとともに、本市における課題の解消につながります。

4. 全体計画区域の見直し方針

全体計画区域の見直し方針として以下2点を掲げます。

- ①人口密度が高く、下水道整備のメリットや投資効果が高い「市街化区域」は残存させる。
- ②家屋が点在していることや人口の増加が期待できない「市街化調整区域」は、個別処理(合併処理浄化槽)による整備が有利と判断し、下水道計画区域から除外する。

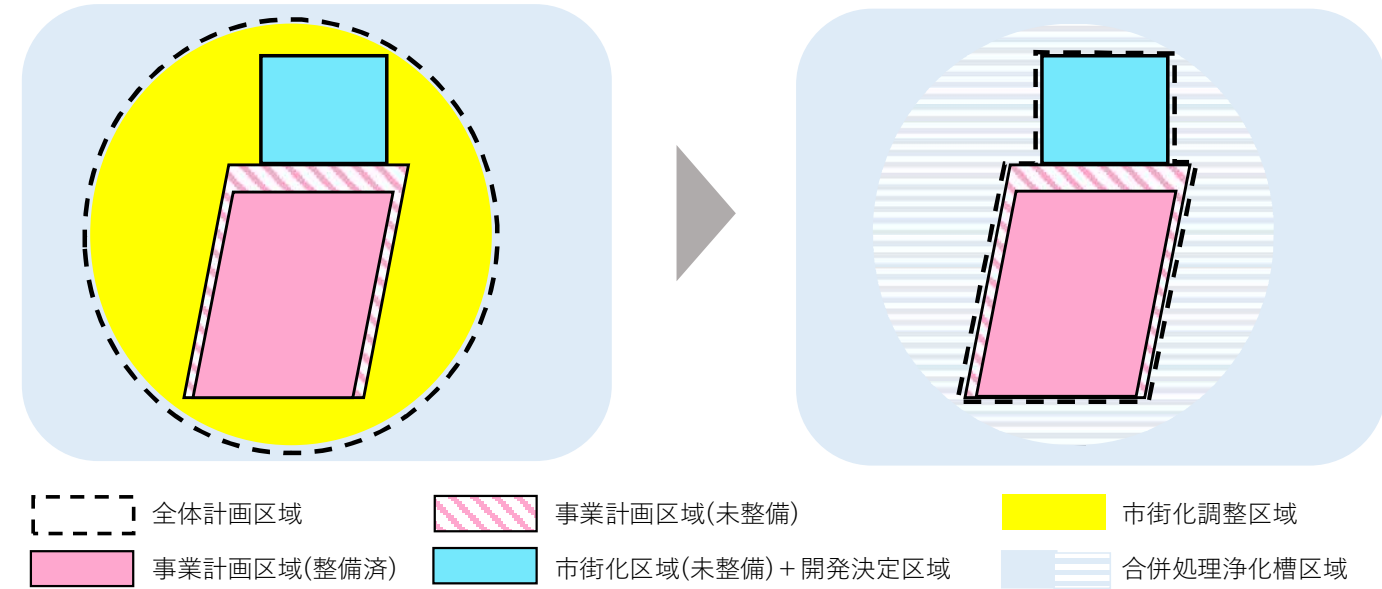
上記2点を基本として見直しを行った場合、全体計画区域は【整備済区域】+【事業計画区域】+【市街化区域】からなる、706.9haとなります。なお、面積については調整を行うため、変更となる可能性があります。

現在の面積 = 1,600.0ha

市街化区域 667.9ha
市街化調整区域 932.1ha

見直し(案) = 706.9ha

市街化区域 667.9ha
市街化調整区域 36.9ha
開発決定区域 2.1ha



5. 全体計画面積縮小後の整備方針

区域縮小後の整備の基本方針

■事業計画区域(551.7ha)内の未整備区域(約90ha)の整備

令和8年度までに、中栗須・下栗須・立石地内における事業計画区域内の未整備区域について計画的に整備を進めていくこととします。

■削除された区域の汚水処理は合併処理浄化槽の整備促進

本市では、下水道事業計画区域外(黄色以外の地区)を浄化槽設置整備補助金の交付対象としており、令和元年度までは合併処理浄化槽の新設・転換設置を、令和2年度からは転換設置に重点を置き整備の促進を図っています。

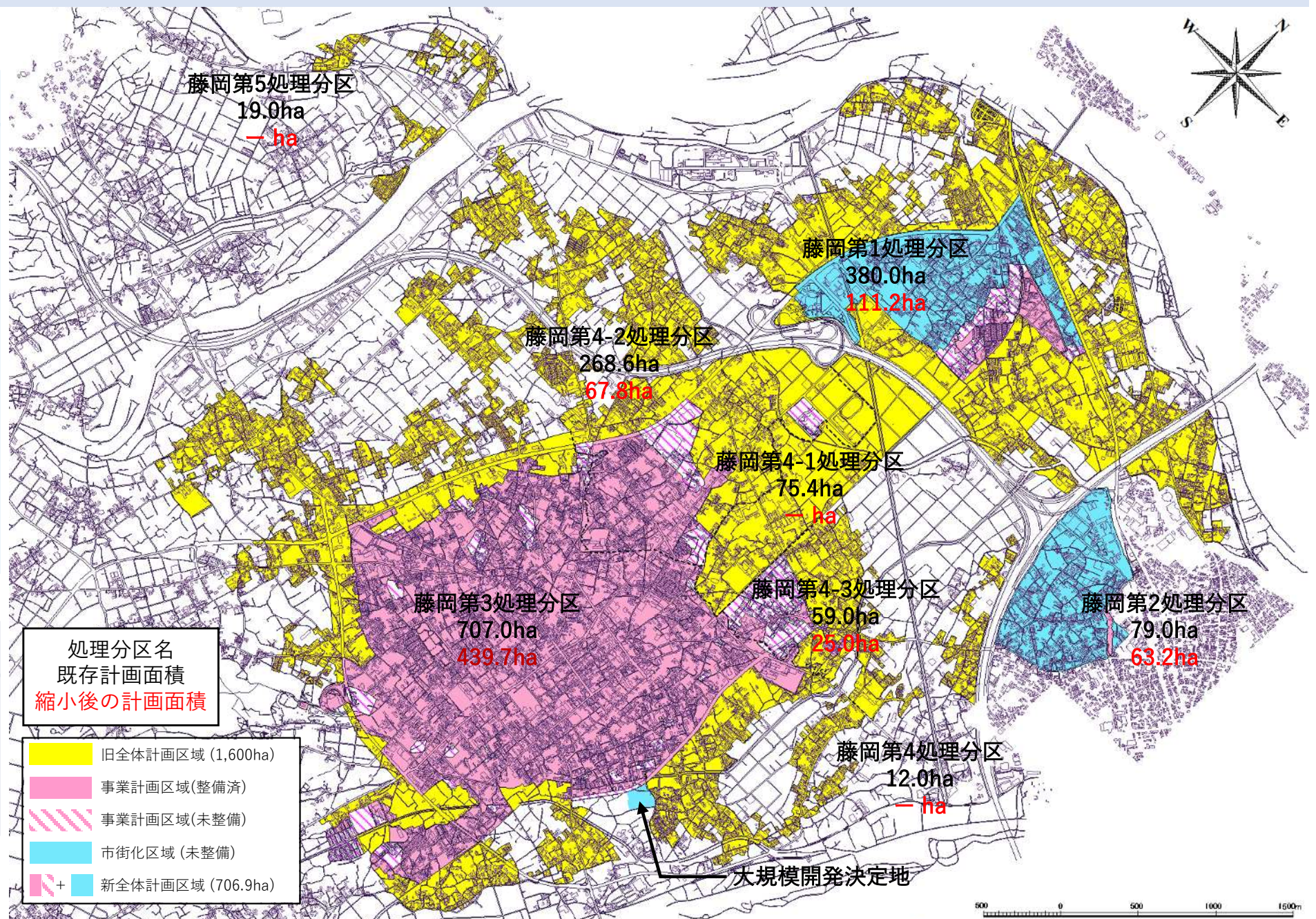
■市街化区域内の未整備区域(約150ha)の整備

事業計画区域内における未整備地区の整備の進捗状況を見ながら、随時、事業計画面積を拡大し森・岡之郷下郷地区(青色の地区)についても整備を進める予定としています。

区域縮小後の整備の対応

■市街化調整区域内で下水道整備が必要になった場合

事業計画区域周辺(黄色周辺)で、大規模な分譲開発などにより、人口や住宅の増加が確実に見込まれ、下水道整備が必要になった場合、編入できるかについて協議を行いたいと思います。



処理分区名	既存計画面積	縮小後の計画面積
旧全体計画区域	1,600ha	
事業計画区域(整備済)		
事業計画区域(未整備)		
市街化区域(未整備)		
新全体計画区域		706.9ha